回覧

見守り新鮮情報

悪質商法等による被害、**不適切な表示**に関するトラブル、製品やサービスなどによる**危険や危害**などについて**相談**したいときは「**消費者ホットライン**＝**局番なしの『188』**」をご利用ください。

「**188**」へ電話をすると、**音声ガイダンス**が流れ、**郵便番号**を入力するなどを行えば、お住まいの地域の消費生活センター等をご案内します。

消費生活相談は「188」へ！

ひとこと助言

- 「**消費者ホットライン**」は、全国共通の電話番号から消費生活センター等の消費生活に関する身近な相談窓口を案内します。開始当初の電話番号「0570-064-370」もお使いいただけます。（ガイダンス終了後、相談窓口につながった時点から通話料金がかかります。）
- お住まいの市区町村の相談窓口が開所していない場合等には、開所している都道府県の相談窓口や国民生活センター等を案内します。
- 自分が相談している窓口の名称と電話番号を必ず確認しましょう。後から連絡する場合に役立ちます。
- 消費生活でのトラブルでどこに相談してよいか分からない場合には、一人で悩まずに「**消費者ホットライン**」を利用しましょう。

本文イラスト：黒崎 玄

見守り新鮮情報　第225号（2015年7月7日）発行：独立行政法人国民生活センター

回覧

見守り新鮮情報

事例1 **10年以上前**に購入した**扇風機**を深夜に使用した。1時間後、たまたま目が覚めて扇風機を見たら、**モーター部分**から**火を噴いて**いた。（60歳代　男性）

事例2 **30年前**に購入した**ルームエアコン**を送風機能で使ったら、送風口から**黒煙**が出た。その後、エアコンの**下部**から**火が出た**ので水をかけて消した。

（70歳代　女性）

長期間使用している家電の発火に注意

ひとこと助言

- 家電製品等は長期間の使用や保有による経年劣化で、発煙や発火などの危険な状態が起きることがあります。不具合が発生したら、使用をやめてコンセントから電源プラグを抜き、販売店やメーカーに相談しましょう。
- 同じ製品でも、使用状況や環境により劣化が早く進む場合があります。電源コードや家電製品のまわりは、こまめに掃除して自分でもチェックしましょう。
- 部品の保有期間が過ぎると修理はできなくなります。家電製品は修理をすれば永久に使えるわけではありません。

本文イラスト：黒崎 玄

見守り新鮮情報　第226号（2015年7月14日）発行：独立行政法人国民生活センター